

令和3年1月20日

従業員各位

株式会社ネクスト技検
本社 安全衛生管理者 間野 孝裕

新型コロナウイルスの影響に伴う対応

日々の業務お疲れ様です。この度、新型コロナウイルス再拡大に伴い現在11都府県で緊急事態宣言が発出されています。感染は、20代が最多で、濃厚接触者としては、「家庭内」「施設内」が多くなっています。このように狭い空間に人が集まることで感染が拡大しています。やむ得ずそのような場所に行く際細心の注意と感染拡大防止、感染予防対策に努めるようお願いします。

身体の不調を感じたら無理をせず申告し病院での診療していただくようお願いします。その場合、会社の方にも連絡をしてください。(コロナウイルスは陰性でも突如、陽性になり急変し死亡している例が数多くあります。自身の健康状態には過信せず気を付けてください。)

まずは、感染しないよう自身で対策、防止をして頂き不要不急の外出を引き続き自粛をお願いします。

さて、本題ですが新型コロナウイルスに伴う下記ケース1～5により対応を検討しております。

- <ケース1> 発熱の体調不良時の待機・・・・・・・・ 欠勤扱い(通常の疾病)
○最寄り又は、指定された医療機関にて受診の上、医師の指示で療養に専念すること。
- <ケース2> 本人が新型コロナに感染した場合・・・・・・・・ 欠勤扱い(必要日数)
○就業再開は、医師の許可以降とします。
※欠勤時所得の補填は、傷病手当金又は、労災適用可能とします。
- <ケース3> 濃厚接触者認定により待機(本人症状なし)(14日間)
①宿舎等でテレワーク可能な場合・・・・・・・・ 出勤扱い
②宿舎等でテレワーク不可能な場合・・・・・・・・ 欠勤扱い
※期間休業は、休業補償か有給消化対応
- <ケース4> 業務対応の為の特定警戒都道府県外待機・・・・ 出勤扱い
- <ケース5> ケース1の体調不良者と同作業に従事し待機を要請された場合(必要日数)
①宿泊等でテレワーク可能な場合・・・・・・・・ 出勤扱い
②宿泊等でテレワーク不可能な場合・・・・・・・・ 休日の振替または休暇、有給消化扱い

※テレワーク可、不可は取引先企業の判断状況によります。

ケース3～5の取扱いは、取引先責任者の指示に従って下さい。

※あくまでも、業務上での対応のみとなります。個人的な待機、帰省条件は、状況によりますので必ず、本社 間野まで連絡(携帯 080-9052-8661)をよろしくお願いします。